

# 神戸市立星和台中学校いじめ防止基本方針

平成 25 年 2 月 20 日策定

令和元年 7 月 1 日改定

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年 9 月 28 日施行)第 13 条の定めに基づいて定められた「神戸市いじめ防止策等のための基本的な方針」(H26,3 月)、また、国(文部科学省)の基本方針改(H29, 3 月)を受け、その内容を反映させるとともに、本校の状況および課題を検討しつつ、指針を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決を期して、全力で取り組んでいきます。

## はじめに

本校は、星和台、君影、南五葉の各小学校を校区に持ち、それぞれの小学校で子供たちは、各校の教育目標に基づいて指導を受け確かな学力と豊かな心を育成されて本校に入学している。また、各地域は星南君応援団(神戸っ子応援団事業)の名のもと、青少協等の組織を中心に子供の健全育成に熱心に取り組んでおり、大人の目が子供たちの生活の中でしっかりと行き届いている現状がある。一方、本校の教育努力目標には、「究める人 励ましあう人 たくましい人」の校訓のもと、「意欲的な学びと可能性を伸ばす」「認め合い、思いやりの心を育てる」「たくましい心と体を鍛える」の三つを掲げ、保護者や地域の協力を得ながら、基礎基本的な知識と思考・判断・表現力の充実による確かな学力の定着を図るとともに自他とも認め合い助けあう豊かな心の育成に取り組み、生徒たちにとって居場所のある楽しい学校づくりを推進してきた。

しかし、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」といういじめに対する基本認識に立って、本校の生徒すべてが、楽しく豊かな学校生活を送り、いじめのない安全安心な学校をつくるため、平成25年2月「神戸市立星和台中学校いじめ防止基本方針」を策定した。この度、国(文部科学省)の基本方針改(H29, 3 月)を受け、その内容を反映させるとともに、本校の状況および課題を検討しつつ、指針を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決を期して、改定版とする。

## 1. 「いじめ」その背景と指導上の注意

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットやSNSを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、は

やし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。本校では、いじめを訴えてきた生徒の立場に立ち、このいじめの定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

## 2. 本校教職員の姿勢

本校における「いじめ未然防止のための基本的な姿勢」は、

- ・神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」を核とした指導を行う。
- ・生徒、教職員の人権感覚を高める。
- ・生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ・いじめの早期発見、早期対応、適切な指導と、早期に解決を目指す。
- ・いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

以上の5つのポイントに重点を置いて取組を進める。

- ・生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じられる学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることを様々な活動を通して生徒に示す。
- ・生徒一人ひとりの変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・いじめの構造やいじめの対処等、いじめ問題についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込んだり、隠したりせず、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導や支援を行うようにする。
- ・安心して学習やその他の活動に取り組めるように、保護者と連携を図り、学校全体で未然防止と早期発見、早期対応に努める。

## 3. 校内体制について

(1) 星和台中学校いじめ問題対策委員会を設置する。

構成は、校長、教頭、学年総務、生徒指導部長、養護教諭、学年生徒指導係、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー(SSW)とする。

(2) いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護

者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報  
の取り扱いを十分注意しながら、教職員が共有するようにする。

・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

#### 4. いじめを未然に防止するために

##### 教職員の責務

すべての生徒がいじめ等のない環境において、安心して学習その他の活動に取り組むことができ  
るようにするため、当該学校の保護者その他の連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止と早期  
発見に努める。生徒がいじめを受けていると思われるときには、法第 23 条第 1 項に定められてい  
る通り、個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、「校内いじめ問題対策  
委員会」で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援をする責務を持つ。

##### 〈生徒に対して〉

- ・生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づく  
りを行う。また、ルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、基礎的な学力の定着を図るとともに、学習に対する達成感を育む。
- ・思いやりの心や生徒一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や  
学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、すべての生徒が持つように様々な活動の中で指導  
する。また、生徒が自主的にいじめについて考え、議論するなど、いじめ防止に関する活動に取り  
組む姿勢を育てる。
- ・見て見ないふりをするのはいじめにつながることや、いじめを見たら教職員や友だちに知らせたりや  
めさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせ  
て指導する。

##### 〈学校全体として〉

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・生活アンケートを定期的実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・生活アンケートを活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教員で観察する。
- ・スクールカウンセラーや養護教員を中心に、教育相談体制を諮り、全教職員で生徒の心のケア  
にあたる。
- ・いじめ問題に関する校内研修を計画的に行い、いじめについて本校教職員の理解力と実践力  
を深める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的にいじめ撲滅をめざす取組を進める。

- ・いつでも誰でも相談できる体制の充実を図る。

#### 〈保護者・地域に対して〉

- ・保護者は、家庭をやすらぎと安心を与える場とし、日頃から日常の生活体験を通していじめが決して許されるものではないことを身につけさせる。
- ・保護者は、子どもがいじめを受けた場合、すぐに学校と協力し、いじめから守り、解決に向けた努力を行う。
- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、それぞれの保護者会、学校だより、ふれあい懇話会、地域での会合等で伝えて、理解と協力を得る。

## 5. いじめの早期発見について

- ・教育相談旬間を定期的に設定し、担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保する。
- ・生活ノートを活用し、担任と生徒が安心して心を開き相談できる関係づくりに努める。
- ・教員がチャンスカウンセリングを意識して行い、日常の生徒の様子を見守る。
- ・生徒の様子を担任はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。
- ・教職員は、「育てる教育相談」の考え方を理解し実践していくためにも、スキル演習を通してその基本的な考え方や実際の手法を学ぶようにする。
- ・教育相談指導室やこっぺっ子悩み相談「いじめ(ネットいじめ)・体罰・子ども安全ホットライン」など校外の相談施設の機能や利用の仕方を生徒や保護者に知らせ、活用の啓発に努める。

## 6. いじめの早期対応について

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒や保護者の訴えを、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導と保護者への支援を継続的に行う。

・状況によっては、教育員会事務局、関係機関(所轄警察署、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、SSWなど)と連携して対処する。

## 7. いじめの解消について

・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んだ状態が少なくとも3か月の間継続していること。

### ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

・上記の2つの要件に捉われることなく、学校は必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点で生徒の人間関係・生活状況を見守り、改善に向けて導いていかなければならない。

## 8. 特別な支援を必要とする生徒への配慮

特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒、特に配慮を要する生徒(海外から帰国した生徒・外国人の生徒・国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性的傾向・性自認に係る生徒、被災した生徒や避難している生徒、親元を離れて生活する生徒等)の「非難に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。また、個々の生徒を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を進める。

## 9. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。

・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。

・情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。

・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図り、事案によっては警察や家庭裁判所等の関係機関と連携して対応する。

## 10. 保護者・地域・校種間との連携

- ・星南君応援団を通じて、朝のあいさつ運動からTTの授業、放課後の学習会に至るまで、学校教育の支援をしていただくとともに、地域行事に参加するだけでなく実行委員として参画する連携体制を築くことによって、生徒たちに地域の中で見守られ育てられている実感を持たせる。
- ・地域や校区内の小学校と連携してふれあい懇話会を開催し、地域・学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- ・PTAや地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力や見守りを依頼する。
- ・保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校・特別支援学校間、そして小・中・高・特別支援学校間の連携により、生徒の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、いじめに対する学校の指導態勢、指導内容の共有に努める。
- ・校区内の小・中学校間においては、「いじめ防止小中地域会議」等を活用した取組を通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導にいかせることができるようにする。

## 11. 関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、家庭裁判所等と連携した対応をする。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合等には、積極的に連携を行う。

## 12. いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- ・いじめられた生徒を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・いじめた生徒へは、いじめを許さないという毅然とした指導とともに、一定の教育的配慮のもといじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

### 13. 重大事態への対処

重大事態については、「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」及び国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省)」により適切に対応する。

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査する。
- ・重大事態の発生を真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

### 14. その他

- ・学校評価においては、年度ごとの取組について、生徒・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は本校の状況に応じて、星和台中学校いじめ問題対策委員会において点検・見直しを進め、適切に改定を行う。